

◆第3期特定健康診査等実施計画

第3期特定健康診査等実施計画 目次

序章	51
第1章 達成しようとする目標.....	51
第2章 事業対象者	52
第3章 特定健診の実施.....	54
第4章 特定保健指導の実施.....	57
第5章 計画の評価と見直し	62
第6章 その他	62

特定健康診査・特定保健指導実施計画（第3期）

序章

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条において、特定健康診査・特定保健指導にかかる実施計画を定めるものとされている。

第1期及び第2期計画では5年を1期としていたが、医療費適正化計画が6年1期に見直されたことから、第3期中島村特定健康診査・特定保健指導実施計画は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6カ年の目標及び取組等を定め、第2期中島村データヘルス計画と一体的に策定した。

第1章 達成しようとする目標

1) 特定健康診査受診率

国が示す目標では、平成35年度までの特定健診受診率を60%としているが、平成28年度における中島村国保の特定健康診査受診率は、40.1%である。

第2期中島村データヘルス計画と同様に、人口減少と高齢化の進行による被保険者数の減少率を考慮し平成35年度及び各年度の目標値を次のとおり設定する。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標値
特定健診受診率	43.0%	46.0%	48.0%	50.0%	52.0%	54.0%	60.0%

2) 特定保健指導実施率

特定保健指導は、メタボリックシンドローム該当者等が主体的に生活習慣の改善に取り組めるように支援するものであり、村民の健康増進と医療、介護、障がいなどを引き起こさない健康状態の維持につながる。

平成28年度における中島村国保の特定保健指導実施率(終了率)は、17.2%であり、国の示す基準60%を達成できていない。今後は、メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少を図ることに重点を置きながら、保健指導実施率を上げて行く。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標値
特定保健指導実施率	18.0%	19.0%	19.5%	20.0%	20.5%	21.0%	60.0%

第2章 事業対象者

1) 特定健康診査

(1) 対象者

対象者は、特定健康診査の実施年度の1年間を通じ中島村国民健康保険に加入している（年度途中での加入・脱退等の異動が無い者）40歳から74歳の者

(2) 対象者の算定

平成28年度と平成29年度の中島村国民健康保険加入者数の伸び率により平成30年度以降の特定健康診査対象者数を推計した。

また、受診者数は特定健康診査対象者数に目標受診率を乗じて推計した。

特定健診対象者推計

(単位：人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数	840	808	777	747	719	692
受診者数	361	372	373	374	374	374
【再掲】 目標受診率	43.0%	46.0%	48.0%	50.0%	52.0%	54.0%

※被保険者数の伸び率：96.2%

※平成28年度対象者数：908人

2) 特定保健指導

(1) 対象者

特定健康診査受診者のうち「積極的支援対象者」及び「動機付け支援対象者」に該当した者

(2) 対象者数の算定

特定健康診査受診者数推計に対し、中島村国民健康保険の平成 28 年度の特定保健指導対象者の割合の平均を乗じて推計した。

また、実施者数は特定保健指導対象者数に目標実施率を乗じて推計した。

特定保健指導対象者推計（動機付け支援）

（単位：人）

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数	38	39	39	39	39	39
受診者数	7	7	8	8	8	8
【再掲】 目標実施率	18.0%	19.0%	19.5%	20.0%	20.5%	21.0%

※動機付け支援対象者数/受診者数=38人/364人=0.1044（平成 28 年度）

特定保健指導対象者推計（積極的支援）

（単位：人）

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数	20	20	20	21	21	21
受診者数	4	4	4	4	4	4
【再掲】 目標実施率	18.0%	19.0%	19.5%	20.0%	20.5%	21.0%

※積極的支援対象者数/受診者数=20人/364人=0.0549（平成 28 年度）

第3章 特定健診の実施

1) 実施形態

特定健康診査は、「集団健診」と「個別健診」により実施する。

(1) 集団健診

実施場所	時期
中島村保健センター	7月の5日間
中島村保健センター	11月の1日間

(2) 個別健診

実施場所	時期
一般社団法人白河医師会の 指定する医療機関	7月1日～10月31日

3) 健診項目

検査項目は「基本的な検査項目」と医師の判断に基づき選択的に実施する「詳細な検査項目」がある。平成 30 年 4 月から国の実施基準では、詳細な検査項目に血清クレアチニン検査を導入する改正がなされた。

本村では詳細な検査を受診者全員に行っており、今後も継続して行う。

		特定健康診査基準項目	中島村国民健康保険 特定健康診査実施項目
問診（既往歴）		○	○
診察等	理学的検査	○	○
身体測定	身長	○	○
	体重	○	○
	腹囲	○	○
BMI 測定		○	○
血圧測定		○	○
肝機能検査	AST(GOT)	○	○
	ALT(GPT)	○	○
	γ-GT(γ-GTP)	○	○
血中脂質検査	中性脂肪	○	○
	HDL コレステロール	○	○
	LDL コレステロール	○	○
血糖検査	空腹時血糖	■	●
	ヘモグロビン A1c	■	●
尿検査	蛋白・糖	■	●
貧血検査	ヘマトクリット値	■	●
	血色素測定	■	●
	赤血球数	■	●
心機能	12 誘導心電図	■	●
眼底検査		■	●
尿・腎機能	血清クレアチニン	■	●
	e-GFR	■	●

○…必須項目 ■…医師の判断に基づき選択的に実施する項目 ●…中島村国保独自項目

4) 受診方法

村が発行する受診券と国民健康保険証の双方を持参のうえ受診する。

また、がん検診受診率向上と受診者の利便性を鑑み、集団健診会場でがん検診等を実施できる体制を継続する。

5) 周知・案内方法

- 特定健康診査対象者に対し6月に受診券・容器・健診パンフレット等を配布する。
- 広報等で健診の案内を掲載する。
- 7月の集団健診未受診者に対し、受診勧奨のハガキを出す。

6) データの保管・管理方法

特定健康診査のデータは、原則として特定健康診査を受託する医療機関が国の定める電子的標準様式により委託機関へ提出する。

また、特定健康診査に関するデータの保存期間は5年間とする。

第4章 特定保健指導の実施

1) 実施方法・時期

特定健康診査受診結果をもとに、対象者に特定保健指導の案内を送付し周知を図る。

対象者を「動機付け支援」「積極的支援」に階層化したうえで、自らが生活習慣を改善し継続した取り組みができるよう支援する。

実施方法	実施期間	
管理栄養士が実施 (委託)	特定健康診査受診後順次	
	支援区分	支援回数・期間
	動機付け支援	原則1回の面接と6カ月後(3カ月後)の評価
	積極的支援	初回面接、6カ月後(3カ月後)の評価

2) 対象者の選定と階層化

特定保健指導の対象者は下表のとおりとする。

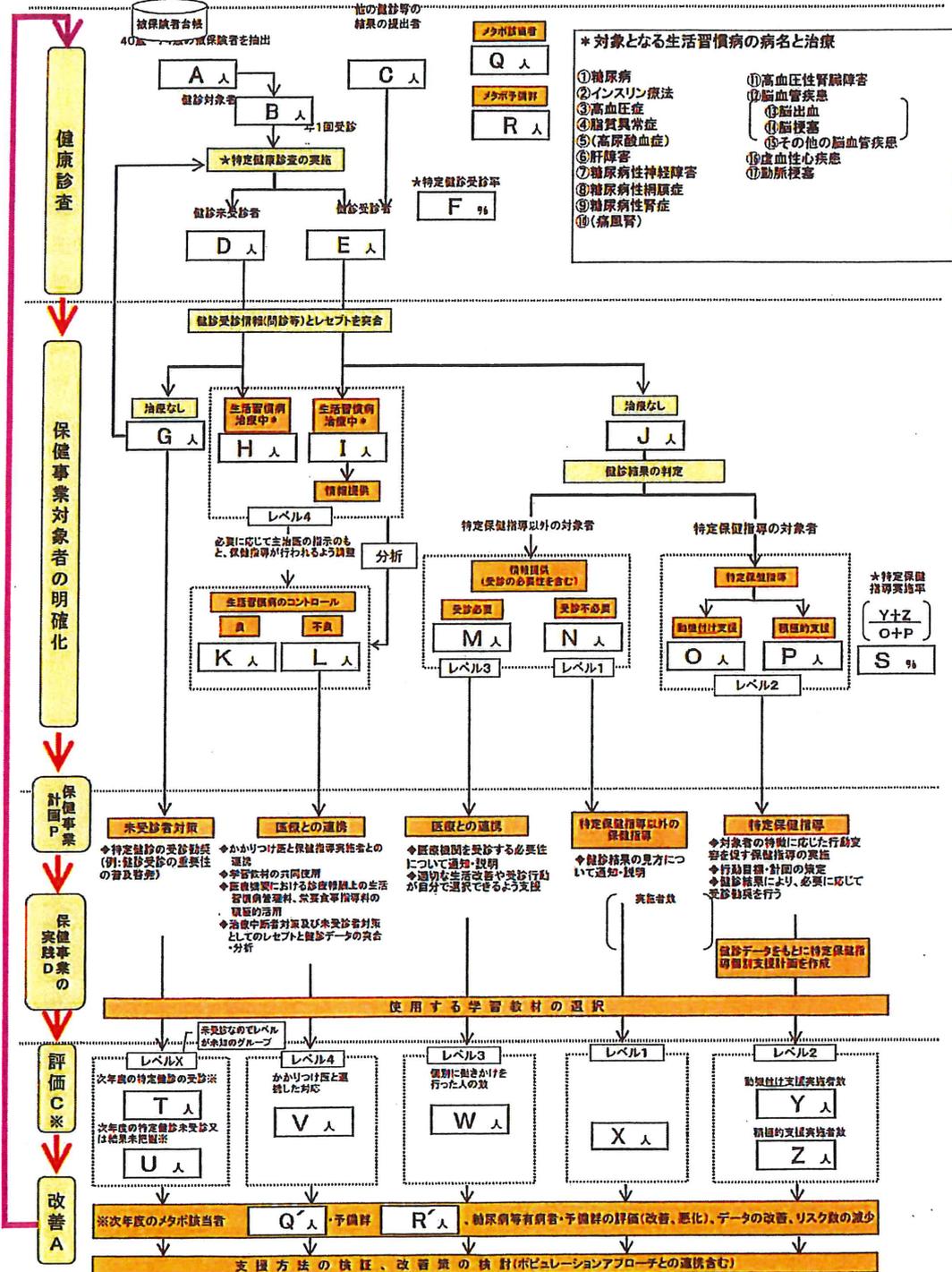
腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
男性 85 cm以上	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
女性 90 cm以上	1つ該当	あり		
上記以外で BMIが 25以上	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし		

3) 保健指導の優先順位

保健指導の実施は健診結果から標準的な健診・保健指導プログラムのフローチャートに基づき、下記の優先順位に従って行う。

順位	対象者		指導方法	指導内容等
1	O P	特定保健指導対象者	特定保健指導 O：動機付け支援 P：積極的支援	本人に合った行動変容を促す保健指導の実施。状況に応じて受診勧奨を行う。
2	M	内臓脂肪蓄積はないが、判定基準で受診勧奨レベルにある者	情報提供 ・健診結果の意味 ・医療機関受診、健診の継続受診の必要性 など	医療機関受診の必要性の説明。生活改善や受診行動が主体的にできるよう支援する。
3	I (L)	生活習慣病治療中の者のうち、治療コントロール不良者で、健診結果に有所見がある者	Mと同様	Mと同様
4	N	受診不要者のうち 中島村独自の健診項目で 有所見の者	Mと同様	Mと同様
		受診不要者	情報提供 ・健診結果の意味 ・医療機関受診、健診の継続受診の必要性など	
5	3以外 のI	生活習慣病治療中の者	情報提供	かかりつけ医との連携 レセプトデータとの突合

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導
健診から保健指導実施へのフローチャート



※次年度の健診結果で評価を行うものもある。

4) 指導実施者の人材確保と資質向上

医療保険者での生活習慣病対策、予防重視の基本的な考え方のもと、村の保健師及び管理栄養士（委託）が実施する。

指導にあたるものは、福島県、国民健康保険団体連合会、保険者協議会等が主催する研修会への参加により自らの資質の向上を図り、また、指導者間での情報交流を行い最新情報の収集・活用に努めるものとする。

5) データの保管・管理方法

特定健康診査と同様の取り扱いとする。

6) 年間スケジュール

特定健康診査及び特定保健指導は下記の年間スケジュールに基づき実施するが、事業実施をする中で不都合等が生じた場合は適宜見直しを行うものとする。

月	特定健康診査	特定保健指導	
当 該 年 度	4月		
	5月	受診券・問診票配布	
	6月		
	7月	個別健診開始 集団健診	
	8月	健診結果送付開始	
	9月		指導対象者選定
	10月		初回面接開始 指導と事業評価
	11月	個別健診終了 集団健診	
	12月		
	1月		
	2月		初回面接終了
	3月		
翌 年 度	4月		
	5月		〔 新年度健診スケジュール 〕
	6月		と並行して行う
	7月		
	8月		

第5章 計画の評価と見直し

1) 評価の実施主体

本計画における目的及び目標の達成状況については、データヘルス計画と併せて住民生活課が行い、達成状況により事業の実施内容や方法等の見直しを行うものとする。

なお、評価にあたっては下記の指標を用いることとする。

(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

毎年度の目標値について、前年度の結果として翌年度に確認し、達成度を把握する。

(2) 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導及びその他の保健事業の効果を検証するための指標として、特定保健指導対象者の減少率を把握する。

(3) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の構成割合や減少率

平成28年度と平成35年度の健診結果データを比較する。

2) 評価の報告

計画の評価及び進捗状況については、中島村国民健康保険運営協議会で報告する。

また、村のホームページ等による周知を行う。

第6章 その他

『個人情報取り扱い』及び『計画の公表・周知』についてはデータヘルス計画で定める内容に基づき、実施及び措置を講ずる。